

品川区マイボトル給水機設置助成事業実施要綱

制定 令和6年4月1日区長決定

要綱第166号

改正 令和7年3月27日区長決定

要綱第52号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）に、水道直結型の冷水等を供給する機器を設置し、広く区民等が無料で給水できる場所（以下「無料給水スポット」という。）を提供する事業者等に対して、その経費の一部を助成することにより、マイボトル等の利用促進を図り、もってペットボトル等の使い捨てプラスチック製容器の削減に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は次の各号に定めることとする。

- (1) 給水機 区と「プラスチックごみ削減の推進に関する協定」を締結している企業が提供する、水栓に専用の分岐金具を取り付け、水道水をろ過し給水を行う水道直結型のウォーターサーバーをいう。
- (2) 賃貸借契約 給水機の貸主が、給水機の借主に対し、当事者間で合意した期間（以下「賃貸借期間」という。）にわたり当該給水機を使用する権利を与え、借主が、当該給水機の使用料を貸主に支払う契約をいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 区内に本店、支店その他の事業所等（以下「事業所等」という。）を有すること。
- (2) 給水機は、助成事業の目的に従い、無料給水スポットとして補助事業者の有する区内の事業所等に設置すること。
- (3) 給水機の利用を特定の者に限定しないこと、または給水機を利用する従業員が200名以上の事業所等に設置すること。
- (4) 賃貸借契約は1年以上とし、給水機を設置した日から1年以上の設置期間を確約できること。
- (5) 給水機の使用に伴う水道料金、電気料金は補助事業者が全て負担するこ

と。

- (6) 給水機に付属して吸水量が確認できるメーターおよび区が指定する給水スポットのマークを設置すること。
- (7) 設置は屋内のみとし、水栓や電源、有人管理を行える設置環境を有すること。
- (8) 給水機の利用を特定の者に限定しない事業所等にあつては、無料給水スポットとして、品川区がホームページ等へ住所等を掲載することを認めること。
- (9) 法人事業税その他の税を滞納していないこと。

(助成対象経費および対象期間等)

第4条 この要綱による助成の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、給水機(付属メーターを含む。)のレンタル経費とする。

2 前項の給水機の台数は、1台を上限とする。

3 助成対象期間は、給水機を設置した日の属する月から同月の属する年度の3月31日までとする。ただし、助成金の申請は、翌年度1回まで継続して行うことができ、当該申請に係る助成対象期間は、申請した年の4月1日から翌年3月31日までとする。

(助成金の額等)

第5条 この要綱による助成金の額は、助成対象経費の合計額(消費税および地方税相当分を含む。)の2分の1とし、1台1か月あたりのレンタル費用2,739円を上限とする。

(助成金の交付の申請等)

第6条 この要綱による助成を受けようとする助成対象者は、品川区マイボトル給水機設置助成金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、別に定める期間内に区長に申請しなければならない。

- (1) 注文請書その他の金額がわかるものの写し
- (2) 給水機の仕様および構造の分かる書類
- (3) 給水機の設置場所を示す地図(敷地および建物内設置場所が分かるもの)
- (4) 法人事業税納税証明書
- (5) その他区長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 区長は、先着順に交付申請書を受け付けるものとする。ただし、受け付けた交付申請書に係る助成金交付申請額の総額が予算の範囲内を超えた場合は、その受付を終了することができる。

2 区長は前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、助成要件

に適合すると認めるときは、助成金交付の可否を決定するとともに、助成金の交付を決定された者（以下「助成決定者」という。）に対し、品川区マイボトル給水機設置助成金交付決定通知書（第２号様式）により、その旨を通知するものとする。

- ３ 前項の場合において、区長は、必要があると認めるときは、決定前に実地に調査を行うことができる。

（給水機の設置）

第８条 助成事業は、決定通知書に記載された交付決定日以降に着手しなければならない。

（申請内容の変更）

第９条 助成決定者は、第６条に係る内容を変更し、または助成事業を中止し、もしくは廃止しようとするときは、あらかじめ品川区マイボトル給水機設置助成金交付決定内容変更申請書（第３号様式）により区長に申請しなければならない。

- ２ 区長は前項の申請があったときは、その内容を審査し、助成要件に適合すると認めるときは、これを承認する。

（実績報告）

第１０条 助成決定者は、申請の日の属する各年度における助成事業の完了後別に定める日までに、品川区マイボトル給水機設置助成金実績報告書（第４号様式）に次の書類を添付して、区長に提出しなければならない。

- （１）領収書等の写し（助成決定者が助成対象経費を支払ったことが証明できるもの）
- （２）給水機の設置状況を示すカラー写真
- （３）その他区長が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第１１条 区長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、および必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、品川区マイボトル給水機助成金確定通知書（様式第５）により当該助成事業者に対し通知するものとする。

（助成金の交付）

第１２条 前条の規定により助成金の額の通知を受けた設置者は、品川区マイボトル給水機設置助成金請求書（様式第６）を区長に提出し、区長は、これに基づき助成金を交付するものとする。

（債権譲渡の禁止）

第13条 助成決定者は、第7条第1項の規定に基づく助成金の交付決定によって生じる権利の全部または一部を、第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、区長の承認を得た場合はこの限りでない。

(交付決定の取消しおよび助成金の返還等)

第14条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すものとする。

(1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定または助成に付された条件に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、速やかに助成決定者に通知するものとする。

3 区長は、助成金の交付を受けた者が、前項の規定により助成金の交付決定が取り消されたときは、助成金の全部または一部について返還を求めることができる。

(帳簿の保存)

第15条 助成決定者は、助成対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、助成対象事業の完了した日の属する区の会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(協力)

第16条 区長は、補助事業者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

(1) 区への給水量の報告

(2) 無料給水スポットの広報

(3) その他協力が必要な事項

(委任等)

第17条 この要綱の実施について必要な事項は、別に都市環境部長が定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

品川区マイボトル給水機設置助成金交付申請書

品川区長 あて

〒

所在地

事業者名

代表者氏名

電話番号

下記のとおり品川区マイボトル給水機設置助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、申し込みます。

記

1. 事業所の概要

主たる事業	☐ 小売業 ☐ 飲食業 ☐ 医療・薬品 ☐ 金融業 ☐ スポーツ関連業 ☐ サービス業 ☐ 美容・健康 ☐ その他（ ）
従業員数 (申請日現在)	人 *給水機を利用する従業員が200名以上の事業所等に設置する場合に記載

2. 設置概要について

設置場所	品川区
助成事業の着手年月日および完了年月日（予定）	着手 年 月 日から 完了 年 月 日まで

3. 助成金申請額

助成金申請額	月額 円× ヶ月	(給水機のレンタル料) ×1/2 限度額は1か月1台あたり2,739円
	円	

4. 添付書類

1 注文請書その他の金額が分かるものの写し
2 給水機の仕様および構造の分かる書類
3 給水機の設置場所を示す地図（敷地及び建物内設置場所が分かるもの）
4 法人事業税納税証明書
5 その他区長が必要と認める書類

品川区マイボトル給水機設置助成金交付決定通知書

様

品川区長

記

助成金名	年度 品川区マイボトル給水機設置助成金
------	---------------------

交付決定額	月額 円× ヶ月	(給水機のレンタル料) × 1/2 限度額は1か月1台あたり2,739円
	円	

< 交付条件 >

- 1 給水機は、助成事業の目的に従い、無料給水スポットとして補助事業者の有する区内の事業所等に設置すること。
- 2 給水機の利用を特定の者に限定しないこと、または給水機を利用する従業員が200名以上の事業所等に設置すること。
- 3 賃貸借契約は1年以上とし、給水機を設置した日から1年以上の設置すること。
- 4 給水機の使用に伴う水道料金、電気料金は補助事業者が全て負担すること。
- 5 給水機に付属して給水量が確認できるメーターおよび区が指定する給水スポットマークを設置すること。
- 6 設置は屋内のみとし、水栓や電源、有人管理を行える設置環境を有すること。
- 7 給水機の利用を特定の者に限定しない事業所等にあつては、無料給水スポットとして、品川区がホームページ等へ住所等を掲載することを認めること。

品川区マイボトル給水機設置助成金交付決定内容変更申請書

品川区長 あて

〒

所在地

法人名

代表者氏名

電話番号

年 月 日付で申請した、品川区マイボトル給水機設置助成金交付について、下記のとおり変更を行うため、関係書類を添えて申請します。

記

1. 変更の内容（変更前）

（変更後）

2. 変更の理由

3. 添付書類

確認欄

(1) 助成対象設備等の決定の変更に係る書類

☐

品川区マイボトル給水機設置助成金実績報告書

品川区長 あて

〒

所在地

法人名

代表者氏名

電話番号

年 月 日付で申請した、品川区マイボトル給水機設置助成金について、
下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の施行場所

施行場所	品川区				
着手年月日	着手	年	月	日	
完了年月日	完了	年	月	日	

2. 助成金額

助成金申請額	月額	円×	ヶ月	(給水機のレンタル料) ×1/2 限度額は1か月1台あたり2,739円
	円			
助成金精算額	月額	円×	ヶ月	
	円			

3. 添付書類

- 1 領収書等の写し（助成決定者が助成対象経費を支払ったことが証明できるもの）
- 2 給水機の設置状況を示すカラー写真
- 3 その他区長が必要と認める書類

品川区マイボトル給水機設置助成金確定通知書

様

品川区長

記

助成金名	年度 品川区マイボトル給水機設置助成金
------	---------------------

交付確定額	月額 円 × ケ月	(給水機のレンタル料) × 1/2 限度額は1か月1台あたり2,739円
	円	

品川区マイボトル給水機設置助成金請求書

捨印

品川区長 あて

〒

所在地

法人名

代表者氏名

印

電話番号

年 月 日 第 号により確定された、品川区マイボトル給水機設置助成について、品川区マイボトル給水機設置助成事業実施要綱第12条の規定に基づき下記のとおり、助成金を請求します。

記

1. 請求金額

金額	¥	万	千	百	十	円

2. 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合		本店 支店				
口座種別	普通・当座・貯蓄・その他（ ）						
口座番号 （右詰めでご記入ください）							
フリガナ							
口座名義人							

*口座名義人は、助成金請求者と同一の方に限ります。